【重要】学校において予防すべき感染症に罹ったとき

学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」が定められています。これらの疾患に罹った時は、**必ず下記連絡先まで報告し、診察した医師の指示する期間は登校せず療養**してください。

◆ 奈良教育大学 連絡フォーム URL ◆　　◆ QRコード ◆

https://forms.office.com/r/2twfSFPtQ8

※ 定期試験欠席の場合

病気により定期試験を受けることができず、追試験の受験を希望する場合は、各学期の試験期間終了後1週間以内に医師の診断書と『追試験受験願』を教務課に提出してください。

※ 集中講義・授業等を欠席する場合の注意事項

必ず各自で授業を担当する教員まで学内メール・電話等により連絡し、教務上の指示を得てください。

教員への連絡先がわからない場合は、教務課までお問い合わせください。

Tel:0742-27-9124 E-mail:kyoumu@nara-edu.ac.jp 電話連絡は、土日祝を除く 午前8時30分～午後5時15分まで

※ 欠席届

連続6日以上休む場合は、医師の診断書を添えて学生支援課まで提出してください。

Tel:0742-27-9128 E-mail:service1@nara-edu.ac.jp 電話連絡は、土日祝を除く 午前8時30分～午後5時15分まで

【学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準】

種 別	病　　名	出席停止期間の基準(登校が再開できる基準)
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう,重症急性呼吸器症候群(SARS)，南米出血熱,ペスト,マールブルグ病，ラッサ熱，ジフテリア，急性灰白髄炎(ポリオ)，中東呼吸器症候群,特定鳥インフルエンザ，指定感染症　及び新感染症	完全に治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過(発症日を 0 日目とカウント)し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過(軽快した日を 0 日目とカウント)するまで
	インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザを除く	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺顎下線または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消失後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ，細菌性赤痢，腸チフス，パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症(O-157 など) 流行性角結膜炎(はやり目)　急性出血性結膜炎 ※その他の感染症(マイコプラズマ感染症,溶連菌感染症,感染性胃腸炎,伝染性紅斑 など)	医師が感染のおそれがないと認めるまで ※その他の感染症(マイコプラズマ感染症,溶連菌感染症,感染性胃腸炎,伝染性紅斑 など) の出席停止等の扱いについては医師の判断による